

和歌山県森林クラウドシステム利用規程を次のように定める。

和歌山県森林クラウドシステム利用規程

(目的)

第1 この規程は、和歌山県森林クラウドシステム（以下「システム」という）の運用にあたり、別に定める「和歌山県森林クラウドシステム運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」のほか、運営管理体制及び手続きを定めることにより、システムの円滑かつ適正な運用を確保するとともに、責任の所在を明確にし、合理的で機能的な活用を図ることを目的とする。

(システムの構成)

第2 システムは、次に掲げる機能により構成する。

- (1) 森林・林業・木材産業に関連したシステム搭載情報の共有化及び管理機能
- (2) 伐採や造林、森林経営計画作成等の際に必要な各種行政事務手続きをオンライン化する電子申請機能
- (3) 原木需給情報の共有化や、需要や林業経営に適した森林資源情報の検索・活用が可能な需要別原木判別機能

(システムの利用者)

第3 システムを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 和歌山県職員（ただし、第11第2項に基づき利用権限設定が行われた者に限る。）
- (2) 和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会会員（以下「協議会員」という。）

2 利用者は、アクセス権を与えられたシステム搭載情報のほか、利用者自身が作成してユーザレイヤに登録した情報を利用することができる。

3 利用者は、サービス提供事業者が開設するヘルプデスクに、森林クラウドの操作に関し問い合わせることができる。

4 前第1項に規定する利用者のほか、伐採及び伐採後の造林届や、森林の土地所有者届等の行政事務手続きを一時的に行う必要がある者で、協議会員からの紹介を有する者（以下「一見利用者」という。）は、システム管理責任者の承認を受けて利用することができるものとする。

5 一見利用者は、許可申請・届出等書類の提出先である県・市町村から申請用アカウント情報の交付を受けることによって、システムによる許可申請・届出等を行うことができる。

6 利用者及び一見利用者（以下「利用者等」という。）は、規程及びガイドラインの内容に異議なく同意するとともに、同内容を遵守する義務を負うことに同意すること。

(システムの運用管理体制)

第4 システムの運用管理体制として以下の通り、担当者を配置する。

| 管理者の区分 | 役割 | 担当者 |
|-----------|----------------|----------------------|
| システム管理責任者 | システムの総括を行う。 | 和歌山県森林・林業局 林業振興課長 |
| システム管理者 | アカウントの管理を行う。シス | 和歌山県森林・林業局 |

| | | |
|-----------|--|--------------------------------|
| | テム運用状況・ログの定期報告を受けるほか、第6に規定する業務を実施する。 | 林業振興課 計画班長 |
| データ管理者 | システムに搭載する情報のうち、管理権限を有する情報について、第7に規定する業務を実施する。 | システムに搭載する各種情報の管理権限を有する者（第7第4項） |
| サービス提供責任者 | サービス提供責任者は、システム管理者に対し、システムの運用状況の定期報告及びシステム管理者から利用者の意見集約の報告を受け付ける。 | システムのサービス提供事業者の担当窓口業務を行う者 |
| サービス提供事業者 | 利用者からの問い合わせを受け付ける（ヘルプデスク）。システム管理者からの意見を受け付ける。システム管理者にシステムの運用状況・ログの定期報告を行う。 | システムのサービス提供事業者 |

（システム管理責任者）

第5 システム管理責任者は、システムの総括を行うものとする。

- 2 システム管理責任者は、利用者がシステムを利用するために必要なID及びパスワード（以下「アカウント情報」という。）の登録・変更・削除の決定を行うものとする。
- 3 システム管理責任者は、システム管理の実務担当者として、システム管理者を設置することができる。
- 4 システム管理責任者は、この規程を変更する場合は、事前に変更する内容及び効力の発生時期等について、一定の期間を設け、利用者に対してシステムや和歌山県ホームページにより明示して告知しなければならない。

（システム管理者）

第6 システム管理者は以下の業務を実施するものとする。

- (1) システムの運用に関すること
- (2) 新たにシステムを利用しようとする者のシステム利用可否についての判断
- (3) 利用者等がシステムを利用するためのアカウント情報の交付
- (4) システムの改修、機能拡充に関すること
- (5) システムの保守管理に係る委託契約事務（管理者負担金分）
- (6) システムの保守管理に係るサービス提供事業者との協議
- (7) システムに搭載する情報の利活用に関すること
- (8) システム利用者からの意見・要望等の集約、整理及び検討に関すること
- (9) システムの普及啓発、利用者の技術研鑽に関すること
- (10) データ管理者が行うシステム搭載情報の加除、更新作業に対する支援及び指導

(データ管理者)

第7 データ管理者は、管理権限を有する情報について、利用者のアクセス権を設定することができる。

- 2 データ管理者は、自ら又はシステム管理者からの指導、利用者からの意見・要望に基づき、システムの管理権限を有する機能を用いてシステム搭載情報の加除、更新を行うことができる。
- 3 データ管理者は、管理権限を持つ情報について責任を持って適切に管理しなくてはならない。
- 4 システムに搭載する情報毎のデータ管理者は別表のとおりとする。

(サービス提供事業者)

第8 サービス提供事業者のうち、システム管理者の担当窓口をサービス提供責任者とする。サービス提供責任者は、システム管理者に対し、システムの運用状況の定期報告を行う。サービス提供責任者は、システム管理者より利用者の意見集約の報告を受け付ける。

- 2 サービス提供事業者は、システム利用者からシステムの操作方法に関する問い合わせを受け付ける。問合せ内容に応じて適宜、回答を準備し、問合せを行った利用者に対し、回答する。問合せ内容と回答を記録し、頻度が高い問い合わせ内容と回答は Q&A 集に整理する。

なお、Q&A 集はサービス提供責任者と共有し、システムの機能改善への活用を図る。

- 3 サービス提供事業者は、システム管理者からシステムの機能向上、拡充、改修、搭載情報の加除、更新に関する意見・要望があった場合は、実装の可否を検討し、システム管理者と協議の上、適宜対応すること。

(利用者の責務)

第9 利用者は、次に掲げることを遵守すること。

- (1) システムを森林・林業・木材産業に関する業務以外の目的に使用してはならない。
- (2) 第三者に漏洩しないようアカウント情報を厳重に管理すること。
- (3) 第三者にシステムの表示画面を閲覧されないよう注意し、離席する場合は、システムの利用を終了すること。
- (4) システム搭載情報の改ざん及び運用環境の改変をしないこと。
- (5) システム搭載情報は、森林・林業・木材産業に関する業務以外の目的で使用しないこと。
- (6) 個人情報を含む情報や、これを元に作成した台帳、帳票等を森林クラウドから紙媒体に印刷して使用する場合、利用者本人以外の第三者への閲覧使用行為、譲渡、貸与、複製交付、売買等を行ってはならない。また、使用後は裁断し、第三者に漏洩しないよう破棄すること。
- (7) 個人情報を含む情報や、これを元に作成した台帳、帳票等を森林クラウドから外部の記録媒体 (CD-R 等) やパソコンのハードディスクに保存し使用する場合、利用者本人以外の第三者への閲覧使用行為、譲渡、貸与、複製交付、売買等を行ってはならない。また、使用後は、削除ツールによりデータを削除し、第三者に漏洩しないよう破棄すること。

- (8) 国土地理院の地理院地図を背景図とした地図等を印刷する場合は、出典を明示しなければならない。
- 2 前項に掲げる内容を遵守しなかったことで他の利用者等又は第三者に生じた損失、損害、費用、第三者間の紛争について、システム管理責任者、システム管理者、データ管理者及びサービス提供事業者は一切責任を負わない。
- 3 利用者は、システムの利用にあたり以下の行為を行ってはならない。
- (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 法令に違反し、または違反するおそれのある行為
 - (3) インターネットの利用に関する基本的ルールやマナーを損なうおそれのある行為
 - (4) システムの運用や他の利用者による利用を妨げ、あるいは妨げるおそれのある行為
 - (5) コンピュータウイルスなどの有害なプログラム等を送信または書き込む行為
 - (6) 第三者の財産権、プライバシー権、肖像権（パブリシティ権を含む。）人格権その他の権利・利益を侵害し、そのおそれがある行為
 - (7) 管理者または第三者の著作権、商法権、意匠権、特許権などの知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれがある行為
 - (8) システムの信用を毀損する行為
 - (9) その他システム管理者が不相当と判断する行為
- 4 前項に掲げる禁止事項を遵守しなかったことで他の利用者等又は第三者に生じた損失、損害、費用、第三者間の紛争について、システム管理責任者、システム管理者、データ管理者及びサービス提供事業者は一切責任を負わない。また、システム管理責任者及びシステム管理者は、利用者等が禁止事項を遵守しないことで生じた問題について、作為・不作為に関わらず、当該利用者等に対してシステムの利用停止措置をとるとともに、生じた損失、損害、費用等について損害賠償を請求する場合がある。

(システム利用権限の交付)

第 10 システムを利用するための権限は、システム管理者が利用者に対し、ログインに必要なアカウント情報を発行することによって交付する。

- 2 アカウント情報の登録・変更・削除の決定者は、システム管理責任者とする。
- 3 システム管理責任者は、利用者登録に関する申請書等の内容を審査し、申請を承認する場合、システム管理者がアカウント情報を新規発行する。新規登録したアカウント情報は、申請者へ電子メール等により通知する。
- 4 一見利用者がシステムを利用するためのアカウント情報は、許可申請・届出等書類の受理・承認を行う県・市町村に対して、システム管理者が前年度末までに次年度分の申請用のアカウント情報を予め交付するものとする。県・市町村は、システム管理者から交付された申請用アカウント情報を一見利用者に交付できるものとする。

(データの利用権限)

第 11 システム搭載情報の利用を以下のとおり定義する。

- (1) 管理権限は、システム管理責任者、システム管理者及びデータ管理者に付与する。
- (2) 編集権限は、システム管理者、データ管理者が適当と認めた利用者へ付与する。
- (3) 閲覧権限は、管理権限、編集権限を持たない利用者へ付与する。

| 利用権限 | 定 義 |
|------|---|
| 管理 | 編集・閲覧権限に加え、アカウント情報、森林クラウド利用者のログ情報、システム管理者機能、データ管理者機能の利用が可能。 |
| 編集 | 閲覧権限に加え、データの編集が可能。 |
| 閲覧 | データの閲覧、検索、集計、出力（印刷・エクスポート）、電子申請が可能。 |

（和歌山県職員の登録・変更・削除）

第 12 和歌山県職員（以下「県職員」という。）が森林クラウドを利用しようとする場合、所属する組織の所属長が、年度初めに所属職員の職氏名及び搭載情報の利用権限を整理し、システム管理者に報告するものとする。

2 システム管理者は、システム管理責任者の承認後、県職員毎に、アカウント情報の新規登録、変更、削除及びデータの利用権限設定を行い、県職員あてに通知するものとする。

（和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会会員の登録・変更・削除）

第 13 第 3 第 1 項第 2 号に規定する協議会員がシステムを利用しようとする場合、和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会会長（以下「協議会長」という。）がシステム管理者あてに申請しなければならない。

2 システム管理者は、前項の申請があった場合、システム管理責任者の承認後、アカウント情報の新規登録を行い、サービス提供事業者経由で申請者へ電子メール等により通知するものとする。

3 協議会長は、協議会員の情報変更や退会があった場合は、速やかにシステム管理責任者あてにその旨を届出なければならない。

システム管理者は、届出内容を審査し、システム管理責任者の承認後、必要に応じてアカウント情報の変更や削除手続きを行い、サービス提供事業者経由で申請者へ電子メール等により通知するものとする。

（一見利用者の森林クラウド利用）

第 14 一見利用者が、以下の行政手続きを行おうとする場合、システムによる電子申請を行うことができる。

| 届出・申請の種類 | 届出・申請先 |
|-----------------------|----------------------------------|
| (1) 伐採及び伐採後の造林届 | 対象となる森林の所在する市町村長 (市町村林務担当窓口) |
| (2) 伐採に係る森林の状況報告書 | |
| (3) 伐採後の造林に係る森林の状況報告書 | |
| (4) 保安林内間伐（択伐）届出書 | |
| (5) 森林の土地の所有者届 | 和歌山県知事（対象となる森林の所在する県振興局林務課保安林担当） |
| (6) 保安林内立木伐採許可申請 | |
| (7) 保安林内立木伐採着手届 | |
| (8) 保安林内立木伐採完了届 | |

| | |
|--------------------|--|
| (9) 保安林内での作業行為許可申請 | |
| (10) 保安林内作業許可着手届 | |
| (11) 保安林内作業許可完了届 | |

2 一見利用者が、前項の行政手続きをしようとする場合、届出・申請先に「和歌山県森林クラウドシステム利用届（以下「利用届」という。）」（別記様式1号）を提出しなければならない。

3 前第1項に示す届出・申請の提出先である県・市町村は、一見利用者から利用届の提出があった場合、届出内容に不備・不足等がなければ、一見利用者用のアカウント情報を電子メール等により一見利用者に交付するものとする。

4 一見利用者は、前項で交付されたアカウント情報を利用し、システムから必要な行政手続きを行うものとする。

（森林クラウドの利用を認めない場合）

第15 システム管理責任者は、システムを利用しようとする者が、以下のいずれかに該当する場合には、利用を認めないことができる。

(1) 第13第1項及び第3項に規定する申請内容に虚偽又は不備がある場合

(2) 第14第2項に規定する利用届の記載内容に虚偽又は不備がある場合

(3) システムの利用にあたり、所定の手続きに不備がある者

(4) その他システム管理責任者が不相当と判断する場合

（アカウント情報に設定する利用権限）

第16 アカウント情報に設定する利用権限は、システム管理責任者がシステム管理者及びデータ管理者と協議により決定する。利用権限の設定はシステム管理者が行う。

2 利用者が利用権限の設定変更を希望する場合は、当該利用者が所属する組織の所属長がシステム管理責任者に申請し、システム管理責任者及びシステム管理者が協議の上、変更の可否を決定する。権限設定の変更はシステム管理者が行う。

（アカウント情報の管理）

第17 利用者は、冒用、盗用、その他不正利用されないように、責任をもってアカウント情報を厳重に管理しなければならない。

2 原則、他の利用者等とアカウント情報を共有しないこと。

3 アカウント情報が通知された時は、速やかに利用者自らがパスワードの再設定を行うこと（発行時のパスワードをそのまま使用し続けない）。

4 パスワードは容易に類推できる情報（生年月日や職員番号等）の使用は避け、可能な限り文字列を長く、英数字の他記号を含める等の工夫を行うこと。

5 共有端末で利用する場合、アカウント情報を端末内に記憶させない、容易に人目に付く場所に保管しない等、第三者がアカウント情報を参照できないよう、十分に注意すること。

6 パスワードは利用者自身が定期的に変更し、不正アクセスの防止に努めること。

7 県・市町村は、一見利用者が使用したアカウント情報を管理するとともに、使用可能期間の制限や定期的な変更を行うことによって、不正アクセスの防止に努めること。

8 利用者は、アカウント情報を、第三者に貸与、譲渡し、または自己若しくは第三者のために担保に供してはならない。

9 利用者のアカウント情報を利用してなされた行為については、利用者自身の行為であるか否かを問わず、利用者自身の行為とみなすものとし、それによって利用者または第三者に生じた損失・損害について、システム管理責任者、システム管理者、データ管理者及びサービス提供事業者は一切責任を負わない。

10 利用者は、アカウント情報が第三者に使用されている疑いがある場合には、直ちにシステム管理者にその旨を連絡するとともに、システム管理者又はサービス提供事業者の指示を仰ぐものとする。

(個人情報取扱い)

第18 システムでは、搭載情報に含まれる個人情報は、LGWAN-ASP(※)でのみ利用できることを基本とする。ただし、県、市町村の職員又は県が個人情報の利用について許可した利用者は、インターネット回線での情報利用を可とする。

2 個人情報の取り扱いは以下の法令に準拠するものとし、個人情報として扱うデータ項目をガイドラインに明示し、利用者間で共有する。

(1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月23日法律第57号)

(3) 和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年10月5日条例第38号)及び和歌山県内関係市町村の個人情報の保護に関する条例

(4) 和歌山県情報セキュリティ基本方針(平成29年4月1日一部改正)

※LGWAN-ASP・・・総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用したアプリケーションサービスのこと

(権利帰属)

第19 システムに関する知的財産権及びその他権利は、全て和歌山県及びサービス提供事業者に帰属するものとする。ただし、システムに搭載する各種情報の権利はデータ管理者に帰属する。

(免責事項)

第20 第4に規定する各管理者(以下「各管理者」という。)は、システムのサービス内容に関して、利用者が実施する森林・林業・木材産業に関する業務、活動、取引等に関して保証を行うものではない。

2 各管理者は、利用者相互の紛争あるいは各管理者の責めに帰すべからざる事由により損失・損害を被った場合の補償や賠償等の責任を負わない。

3 各管理者は、故意又は重過失による場合を除き、各管理者による当サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能、変更またはシステムの不具合により業務が滞った場合においても、利用者が損失・損害を被った場合の補償や賠償等の責任を一切負わない。

(システム保守管理経費)

第21 システムの年間保守に要する経費は、利用者からの負担金をもって充てる。

2 協議会員が納付期限までに負担金を納入しなかったことが、和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会からの報告で判明した場合、システム管理責任者は当該協議会員のシステム利用を停止する。

- 3 和歌山県は、システムの年間保守管理について、サービス提供事業者と業務委託契約を締結し、当該業務に要する経費のうち、和歌山県が負担する金額について支払いを行うものとする。
- 4 和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会は、システムの年間利用について、サービス提供事業者と業務委託契約を締結し、当該業務に要する経費のうち、協議会員が負担する金額について支払いを行うものとする。
- 5 サービス提供事業者は、和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会から前項に定める支払いが行われた際に、協議会員毎に領収書を発行するものとする。
- 6 一見利用者からは、負担金の徴収を行わないこととする。

(その他)

第 22 システムの利用に関し必要な事項は、本規程及びガイドラインに基づくほか、システム管理責任者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

| | 情報名称 | | 管理システム | データ管理者 |
|----|--------------|----------------|--------|-------------------------|
| | 大分類 | 小分類 | | |
| 1 | 森林計画区 行政界 | 森林計画区 | GIS | 和歌山県森林・林業局 林業振興課 計画班 |
| | | 振興局界 | | |
| | | 市町村界 | | |
| | | 旧市町村界 | | |
| | | 町丁字界 | | |
| 2 | 森林簿 森林計画図 | 森林簿 | 台帳 | 和歌山県森林・林業局 林業振興課 計画班 |
| | | 林班 | GIS | |
| | | 準林班 | | |
| | | 小班(確定) | | |
| | | 小班(編集) | | |
| | | 森林基本図 | | |
| 3 | 林地台帳 | 林地台帳 | 台帳 | 和歌山県内 市町村林務担当部局 |
| | | 林地台帳地図 | GIS | |
| 4 | 登記関連情報 | | GIS | 和歌山県森林・林業局 林業振興課 計画班 |
| 5 | 地籍情報 | | GIS | 和歌山県内 市町村林務担当部局 |
| 6 | 市町村森林整備計画 | 森林経営計画 区域計画 | GIS | 和歌山県内 市町村林務担当部局 |
| | | 鳥獣害防止対策区域 | | |
| 7 | 森林経営計画 | | GIS・台帳 | 計画作成者及び 計画認定者(県・市町村) |
| 8 | 森林経営管理 制度 | 意向調査 | GIS | 和歌山県内 市町村林務担当部局 |
| | | 市町村直営森林整備 | | |
| 9 | 保安林 | 保安林台帳 | 台帳 | 和歌山県森林・林業局 森林整備課 治山班 |
| | | 保安林区域 | GIS | |
| | | 保安林流域 | | |
| | | 保安林解除 | | |
| | | 保安林管理図 | | |
| 10 | 林地開発許可 | | GIS | 和歌山県森林・林業局 森林整備課 治山班 |

| | 情報名称 | | 管理システム | データ管理者 |
|----|--------------|------------|--------|---|
| | 大分類 | 小分類 | | |
| 11 | 路網管理 | 林道 | GIS | 和歌山県森林・林業局 林業振興課 低コスト林業班 |
| | | 森林作業道 | | |
| | | 国有林林道 | | |
| | | 国有林作業道 | | |
| | | その他路網 | | |
| | | 3県共同研究データ | | |
| | | 残土場 | | |
| 12 | 森林の土地所有者届 | | GIS・台帳 | 和歌山県内 市町村林務担当部局 |
| 13 | 伐採許可・届出 | 伐採届 10条8 | GIS・台帳 | 和歌山県内 市町村林務担当部局 森林経営計画認定者 (県・市町村) 和歌山県森林・林業局 森林整備課 治山班 和歌山県内 市町村林務担当部局 |
| | | 伐採届 15条 | | |
| | | 伐採届 15条作業道 | | |
| | | 保安林伐採許可 | | |
| | | 保安林伐採届 | | |
| 14 | 造林事業 補助申請 | | GIS・台帳 | 和歌山県森林・林業局 森林整備課 森林づくり班 |
| 15 | 治山森林 整備事業 | | GIS | 和歌山県森林・林業局 森林整備課 治山班 |
| 16 | 森林施業履歴 | | GIS・台帳 | 和歌山県森林・林業局 林業振興課 計画班 |
| 17 | 山地災害危険地 | 山腹崩壊_ABC | GIS | 和歌山県森林・林業局 森林整備課 治山班 |
| | | 山腹崩壊_DE | | |
| | | 山腹崩壊_国有林 | | |
| | | 崩壊土砂_ABC | | |
| | | 崩壊土砂_DE | | |
| | | 崩壊土砂_国有林 | | |
| | | 地すべり防止区域 | | |

| | 情報名称 | | 管理システム | データ管理者 |
|----|-----------|-------------------|--------|--|
| | 大分類 | 小分類 | | |
| 18 | 国有林 | 国有林境界 | GIS | 和歌山県森林・林業局 林業振興課 計画班 |
| | | 国有林林班界 | | |
| | | 国有林小班界 | | |
| | | 官行造林地 | | |
| 19 | 森林ゾーニング | 重点エリア | GIS | 和歌山県森林・林業局 林業振興課 計画班 |
| | | その他経済林 | | |
| | | 環境林 | | |
| 20 | 地形・地質・土壌図 | 地形図 | GIS | 和歌山県森林・林業局 林業振興課 計画班 |
| | | 地質図 | | |
| | | 土壌図 | | |
| 21 | 他法令制限区域 | 自然公園 | GIS | 和歌山県森林・林業局 林業振興課 計画班 |
| | | 自然環境保全区域 | | |
| | | 鳥獣保護区 | | |
| | | 風致地区 | | |
| | | 砂防指定地 | | |
| | | 土砂災害警戒区域(土石流) | | |
| | | 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊) | | |
| | | 土砂災害警戒区域(地すべり) | | |
| | | 史跡・名勝・天然記念物 | | |
| | | 農業振興地域 | | |
| | | 近郊緑地保全区域 | | |
| 22 | 災害報告 | 治山 | GIS・台帳 | 森林整備課 治山班・森林づくり班 林業振興課 林業担い手班・木材産業班・低コスト林業班 |
| | | 林道 | | |
| | | 施設 | | |

| | 情報名称 | | 管理システム | データ管理者 |
|-----------------|----------------|----------------------|--------|--|
| | 大分類 | 小分類 | | |
| 23 | 林業事業体所在 | 素材生産者 | GIS | 林業振興課 低コスト 林業班 |
| | | 木材加工者 | | 林業振興課 木材産業 班 |
| | | 原木市場 | | 林業振興課 |
| | | その他団体等 | | |
| 24 | 林業事業体 管理情報 | | GIS | 各林業事業体 |
| 25 | 航空レーザー 解析情報 | 林相区分図 | GIS | 和歌山県森林・林業局 林業振興課 計画班 |
| | | 平均樹高分布図 | | |
| | | 樹頂点データ | | |
| | | 立木密度分布図 | | |
| | | 推定蓄積分布図 | | |
| | | 収量比数分布図 | | |
| | | 傾斜区分図 | | |
| | | 傾斜区分図 | | |
| | | 斜面方位区分図 | | |
| | | 荒廃地形判読デー タ (地すべり) | | |
| | | 荒廃地形判読デー タ (崩壊地) | | |
| | | 崩壊面積率及び崩 壊密度分布図 | | |
| | | 数値標高モデル (DEM) | | |
| 樹冠高データ (DSM) | | | | |
| 26 | 背景図 | 国土地理院地図 (地図・航空写真) | GIS | 国土地理院 (印刷物等で 利用する場合は、出典元 の記載が必要) |
| | | 航空写真 (H23) | | 和歌山県森林・林業局 林業振興課 計画班 |
| | | 航空写真 (R2) | | |
| | | 赤色立体地図 | | |

(表)

別記様式1号(第14関係)

和歌山県森林クラウドシステム利用届

(西暦) 年 月 日

1. 届出・申請を行おうとする手続き

※該当する届出・申請の番号に○をつけてください。

| 届出・申請の種類 | | 届出・申請先 |
|----------|-------------------|---|
| 1 | 伐採及び伐採後の造林届 | 対象となる森林の所在する市 町村長 【窓口】 市町村林務担当窓口 |
| 2 | 伐採に係る森林の状況報告書 | |
| 3 | 伐採後の造林に係る森林の状況報告書 | |
| 4 | 保安林内間伐(択伐)届出書 | |
| 5 | 森林の土地の所有者届 | |
| 6 | 保安林内立木伐採許可申請 | 和歌山県知事 【窓口】 対象となる森林の所在する県 振興局林務課・保安林担当 |
| 7 | 保安林内立木伐採着手届 | |
| 8 | 保安林内立木伐採完了届 | |
| 9 | 保安林内での作業行為許可申請 | |
| 10 | 保安林内作業許可着手届 | |
| 11 | 保安林内作業許可完了届 | |

2. 森林クラウドシステム利用者情報

| | |
|------------------|----------------------------------|
| 所属する会社・団体名 | ※個人の場合は空欄 |
| 所属する会社・団体の 住所 | ※個人の場合は自宅住所 |
| 届出者氏名 | (かな) |
| 電話番号 | ※個人の場合は自宅または携帯番号 |
| メールアドレス | ※社員・職員・個人として利用しているメールアドレスを記載すること |

(裏面もあります)

(裏)

3. 利用者の遵守事項 (和歌山県森林クラウドシステム利用規程第9 関係)

下記遵守事項の内容を確認し、チェックを入れてください。

- 本利用届に記載した内容に虚偽はありません。
- 本利用届に記載した届出・申請以外で森林クラウドシステムを使用いたしません。
- 交付されたID・パスワードでログインした森林クラウドシステムは、届出者以外使用いたしません。
- 第三者に漏洩しないようID・パスワード情報は厳重に管理します。
- 第三者が森林クラウドシステムの表示画面を閲覧できないよう注意し、離席する場合は、森林クラウドシステムの利用を終了いたします。
- 森林クラウドシステムに搭載している情報の改ざん及び運用環境の改変はいたしません。
- 森林クラウドシステムを利用するにあたって以下の行為を行いません。
 - ・公序良俗に反する行為
 - ・法令に違反し、または違反するおそれのある行為
 - ・インターネットの利用に関する基本的ルールやマナーを損なうおそれのある行為
 - ・森林クラウドの運用や他の利用者による利用を妨げ、あるいは妨げるおそれのある行為
 - ・コンピュータウイルスなどの有害なプログラム等を送信または書き込む行為
 - ・第三者の財産権、プライバシー権、肖像権（パブリシティ権を含む。）人格権その他の権利・利益を侵害し、そのおそれがある行為
 - ・管理者または第三者の著作権、商法権、意匠権、特許権などの知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれがある行為
 - ・森林クラウドシステムの信用を毀損する行為
 - ・その他システム管理者が不相当と判断する行為
- 遵守事項を遵守しなかったことによって、作為・不作為に関わらず利用者本人、第三者、森林クラウドシステム及び搭載情報の管理者に、損失、損害を与えた場合、一切の責任を負います。